

# 令和2年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第7号）

令和2年9月17日（木）

予算決算常任委員会終了後 開 議

- 第1. 請願・陳情  
2 請願第3号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」  
の実現を求めることについての請願
- 第2. 議案第67号 令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3. 議案第68号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第4. 議案第69号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第5. 議案第70号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第6. 議案第71号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳  
出決算認定について
- 第7. 議案第72号 令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第8. 議案第73号 令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ  
いて
- 第9. 議案第74号 令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第10. 議案第75号 令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ  
いて
- 第11. 議案第76号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について
- 第12. 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係  
る報告について

- 第13. 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第14. 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第15. 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第16. 議案第77号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の変更について
- 第17. 議案第78号 矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定について
- 第18. 議案第79号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第19. 発議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

# 議 案 目 次 (追 加)

令和2年矢巾町議会定例会9月会議

- 25. 請願・陳情  
2 請願第3号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」  
の実現を求めることについての請願
- 26. 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る  
報告について
- 27. 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る  
報告について
- 28. 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る  
報告について
- 29. 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る  
報告について
- 30. 議案第77号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の変更について
- 31. 議案第78号 矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の  
制定について
- 32. 議案第79号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 33. 発議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に  
対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について



矢中町議会議長  
藤原 由巳 様

受理番号	第 3 号
受理年月日	令和 2 年 8 月 25 日

2020年8月25日

請願者 盛岡市本町通1丁目10-35  
少人数学級を実現する岩手の会  
代表 田代高章



(連絡先: 090-4312-2834)

分類番号				
保存期限	1・3・5・10・永			

議長	事務局長	事務局員

紹介議員

山崎道夫

小川文子

## 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる 少人数学級」の実現を求めることについての請願書

### 〔請願趣旨〕

コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えています。

今、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっています。これを避けるためには20人前後の少人数学級にしなければなりません。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されております。日本教育学会は以前から20人前後の少人数学級が望ましいという見解を示していましたが、コロナ禍で十分な教育を保障するために教員を10万人増やすことと抜本的に教育予算の増額を提案しています。

7月3日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で政府に「少人数編成を可能とする教員の確保」を要望しています。また、7月17日に閣議決定された「骨太方針2020」でも「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備」の検討を提起しています。

来年度予算編成にあたって、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが、教育関係者の強い要望になっています。こうした状況を踏まえて、国に対して貴議会として意見書を提出していただくよう請願します。

### 〔請願内容〕

国に対して「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を速やかに実現することを求める意見書を提出して下さい。

### <意見書提出先>

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
財務大臣 麻生太郎 様  
文部科学大臣 萩生田光一 様

2020年〇月〇〇日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 萩生田光一 様

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅13-123  
矢巾町議会議長 藤原由巳

## 「少人数学級」の実現を求める意見書（案）

「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を実現するため、必要な措置を講ずるよう強く要望します。

### 〔理由〕

コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えています。

今、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっています。これを避けるためには20人前後の少人数学級にしなければなりません。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されております。日本教育学会は以前から20人前後の少人数学級が望ましいという見解を示していましたが、コロナ禍で十分な教育を保障するために教員を10万人増やすことと抜本的に教育予算の増額を提案しています。

7月3日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で政府に「少人数編成を可能とする教員の確保」を要望しています。また、7月17日に閣議決定された「骨太方針2020」でも「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備」の検討を提起しています。

来年度予算編成にあたって、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが、教育関係者の強い要望になっています。こうした状況を踏まえて、次の措置を講ずることを強く求めます。

### 〔要望事項〕

「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を速やかに実現するため、必要な措置を講ずること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 1 7 日

矢巾町議会議長 藤 原 由 巳 様

矢巾町議会予算決算常任委員会  
委員長 廣 田 清 実

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案第 7 6 号 令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について

本常任委員会は、令和 2 年 9 月 11 日付けで付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和 62 年矢巾町議会規則第 1 号）第 77 条の規定により報告する。

## 報告第12号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年9月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 報告第13号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年9月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 報告第14号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年9月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 報告第15号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年9月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 議案第77号

### 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の変更について

令和2年1月31日に当初契約を行った町道中央1号線道路改良その7工事請負契約に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 町道中央1号線道路改良その7工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字藤沢地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字西徳田第6地割177番地  
株式会社佐々木組  
代表取締役社長 佐々木 和 久

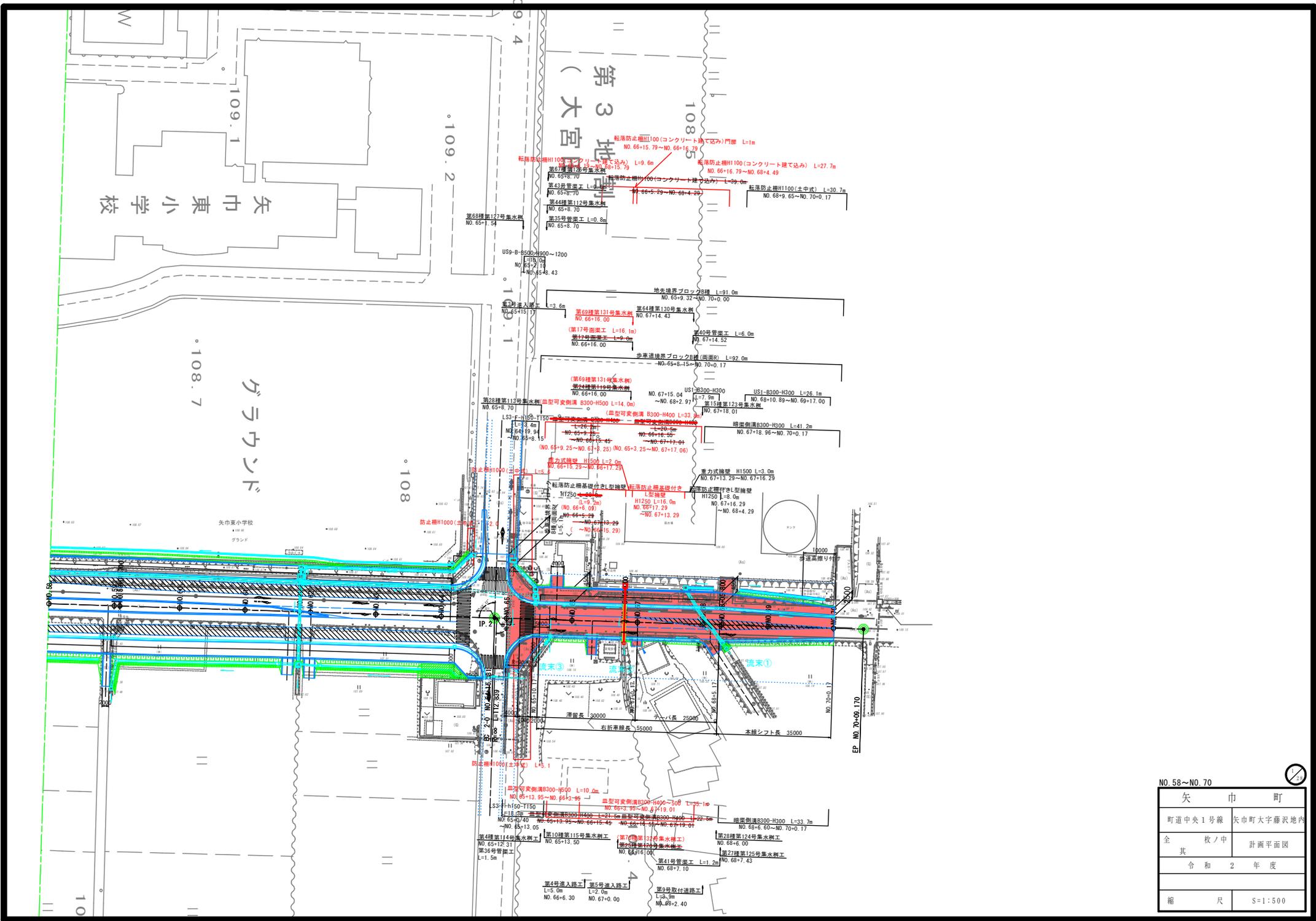
#### 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	61,050,000 円	66,994,400 円

令和2年9月17日提出

矢巾町長 高橋 昌 造





NO. 58~NO. 70

矢 巾 町	
町道中央1号線	矢巾町大字藤沢地内
全 共	枚ノ中 計画平面図
令和2年度	
縮 尺	S=1:500

議案第78号

矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定について

矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例を次のように制定する。

令和2年9月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例

(設置)

第1条 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金の融資を受けた中小企業等に対して行う利子及び保証料の補給に要する経費の財源に充てるため、矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(運用)

第3条 町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の運用及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 議案第79号

### 財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

矢巾町立徳田小学校、煙山小学校、不動小学校、矢巾東小学校、矢巾中学校及び矢巾北中学校におけるコンピュータ機器購入のため

#### 2 取得する財産

設置場所	品目	数量	取得予定価格
徳田小学校	タブレット型ノートパソコン	190台	112,868,800 円
煙山小学校		704台	
不動小学校		220台	
矢巾東小学校		489台	
矢巾中学校		391台	
矢巾北中学校		426台	

#### 3 取得の方法

買入れ

#### 4 契約の相手方

紫波郡矢巾町流通センター南三丁目4番14号  
コセキ株式会社盛岡営業所  
所長 中 舘 秀 憲

令和2年9月17日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

発議案第5号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第  
14条の規定により提出する。

令和2年9月17日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急対策として講じられた特例措置は本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年 9月17日

内閣総理大臣					殿
財務大臣					殿
総務大臣					殿
厚生労働大臣					
文部科学大臣					殿
経済産業大臣					殿
内閣官房長官					
経済再生担当大臣					殿
衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	東	昭	子	殿

岩手県紫波郡矢巾町議会  
議長 藤原由巳